

# FOODEX JAPAN 2025 出展用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作委託業務 仕様書

## 1 業務の名称

FOODEX JAPAN 2025 出展委託業務用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作

## 2 概要・目的

鳥取県内で排出されるフードロス素材を鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）で開発した技術を活用して新たな食品として開発を目指す「フードテック活用食品開発促進事業」（※1）により開発した食品を国内最大級の食品・飲料展である「FOODEX JAPAN2025」（※2）に出展し、バイヤー等へのPR及びニーズ把握を行い、フードテック活用食品の販路開拓につなげる。

（※1）フードテック活用食品開発促進事業の概要・・・「資料1」

（※2）「FOODEX JAPAN2025」の開催期日等

- ・期日 令和7年3月11日（火）～3月14日（金）
  - ・場所 東京ビックサイト東又は南展示棟（東京都江東区有明 3-10-1）
- ※展示場所は令和7年2月頃に決定予定

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 4 予算額

金1,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 5 業務内容

- (1) 開発した食品のパッケージ制作
- (2) 展示ブースのデザイン、レイアウト、装飾物の制作、装飾物の設置方法指導（設置・撤去作業は含まない）
- (3) 展示ブースにおいて配布するチラシデザイン作成（印刷業務は含まない）

## 6 仕様

	業務内容	仕様
(1)	開発した食品のパッケージ制作	①作成方針 ・出展ブースで展示、試食品提供を行う食品の特徴を端的に表現し、フードテック活用食品の魅力をアピールするパッケージデザインにすること。 ・パッケージデザインは、センターの開発者及び食品コーディネーター等との意見交換会（※3）に参加したうえで、バイヤーやメーカー担当者に響くパッケージを作成すること。 （※3）意見交換会…令和7年1月頃、2時間程度の会議を2回実施予定（開催場所未定） ②構成 ア 食品数は4アイテムとする。食品の内容の決定は令和6年11月頃の予定。

		<p>イ 各食品の包装容器については、意見交換会の結果を基に選定し、センターが別途用意する。</p> <p>ウ 今回制作する食品パッケージは、展示会用のみに使用するものであり、商品として流通するものではないため、食品表示部分の記載は不要とする。</p> <p>エ 食品パッケージは、1アイテムごとに10個程度制作し、令和7年2月28日(金)午後5時までにセンター食品開発研究所に納品すること。</p> <p><u>ただし、食品パッケージ写真を6(3)により作成するチラシデザインに掲載するため、各アイテムにつき1個はチラシデザイン作成期限に間に合うように制作すること。(チラシデザイン作成納品期限：令和7年2月18日(火))</u></p>
(2)	<p>展示ブースのデザイン、レイアウト、装飾物の制作、装飾物の設置方法指導(設置・撤去作業は含まない)</p>	<p>① 作成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標である『SDGs 目標に沿った廃棄物削減の取り組みと鳥取県内企業の新分野進出や新事業創出につながることを目標として、県内の食品加工企業から発生するフードロス素材とセンターが保有する技術を融合させ、新たな高付加価値を創出する新食品開発を行うとともに販路開拓を目指す』に合う装飾にすること。</li> <li>・バイヤーやメーカー担当者などに、フードテック活用の開発食品の魅力をアピールし、展示した食品を紹介しやすいブースレイアウトにより作成すること。</li> <li>・展示会場への装飾物の設置及び撤去は、センター職員が行うため、容易に設置及び撤去ができる仕様とすること。</li> </ul> <p>②構成</p> <p>ア ブースサイズはW2970×D2970×H2700 mmで2面開放(通路側に袖パネルのない角ブース)とする。(※1)</p> <p>イ 食品展示スペースを確保する。</p> <p>ウ 試食品提供スペースを確保する。</p> <p>エ ブース内には手洗いシンク、1槽シンク、冷凍庫、冷蔵庫を設置するスペースを確保する。</p> <p>オ 商談コーナーは必要としない。</p> <p>カ 装飾物はブース外へのはみ出しはできない。</p> <p>キ 社名版(パラペット)、床面カーペットは依頼者側で用意するが、色はレッド、ブルー、グリーン、オレンジ、ライトブルー、グレー、ブラックからそれぞれ選択できる。</p> <p>ク 制作した装飾物は、令和7年2月28日(金)午後5時までにセンター食品開発研究所に納品するとともに、併せて装飾物の展示・設置方法等の指導を行うこと。</p> <p>(※4)「小間確認書(レンタル可能備品リスト)」 …「資料2」</p>
(3)	<p>展示ブースにおいて配布するチラシデザイン作成(印刷業務は含まない)</p>	<p>①作成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードテック活用食品の新たな価値観や魅力が伝わるデザインとすること。</li> <li>・バイヤーやメーカー担当者がその食品のお勧めポイントや食品が持つストーリーを知ることができる構成にする</li> </ul>

		<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ以外で他に効果的な情報発信ツールの形態がある場合は、提案可能とする。</li> </ul> <p>②構成</p> <p>ア 仕様は、A4 サイズを基本とし、オールカラー、両面印刷とする。</p> <p>イ 展示する食品 4 アイテムのパッケージ写真及び紹介文を掲載する。(食品パッケージは6 (1) により制作)</p> <p>ウ 作成したチラシデザインデータは、<b>令和7年2月18日(火)午後5時までにセンター食品開発研究所に納品</b>すること。</p> <p>なお、チラシ印刷については、センターが別途行う。</p>
--	--	---

※本事業の実施に当たっては、適宜センターと協議を行いながら進めるものとする。

## 7 納品について

### (1) 納品日

- ・令和7年2月18日(火)午後5時 チラシデザインデータ納品
- ・令和7年2月28日(金)午後5時 展示ブース装飾物納品及び展示・設置方法指導食品パッケージ納品

### (2) 納品場所

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市中野町 2032-3)

## 8 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 受注者は8(1)の承認を受けて再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

## 9 業務完了報告書の提出及び検査

受注者は、本業務の完了後10日以内に発注者に業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

## 10 委託費の支払い

委託費の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

## 11 著作権の整理

- (1) 今回の業務委託により作成される成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)等の一切の知的財産権は、検収により、受注者から発注者に移転するもの

- とする。
- (2) 成果物は、発注者が事前の連絡なく二次利用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）及び改変できるものとする。

## 12 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 13 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人（死者）情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、8（1）の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

## 14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、その都度協議すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、作業に重大な影響のない変更は、発注者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は変更しないものとする。